

平成23年度事業計画

建設業労働災害防止協会

— 目 次 —

I	平成23年度事業運営の基本方針 -----	1
1	建設業における労働災害の現状と課題	1
2	建災防を取り巻く環境と課題	1
3	事業運営の基本方針	1
II	主要事業の概要と活動計画 -----	3
1	教育事業	3
2	建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業	5
3	安全衛生意識の高揚及び安全衛生管理ノウハウ等の共有化のための事業	5
4	調査研究・開発事業	7
5	専門家による技術指導・支援事業	8
6	専門工事業者安全活動自立促進事業及び中小建設事業者の安全衛生 対策支援事業	9
7	国からの委託事業	10
8	国際交流事業	10
III	効率的事業運営体制の整備等 -----	11
(1)	体制の整備	11
(2)	事業の効率的運営	11
(3)	業務実績評価を踏まえた事業の改善等	11
(4)	個人情報管理	11
	(参考)	
	平成23年度 主要行事予定表 -----	12
	支部事業計画 -----	13
(1)	技能講習資格制度の広報活動	13
(2)	法令・労働災害防止計画・労働災害防止規程の周知徹底	13
(3)	大会・月間・週間等	13
(4)	現場指導等	13
(5)	建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の推進	14
(6)	教育	14
(7)	健康診断	16
(8)	その他	16

I 平成23年度事業運営の基本方針

1 建設業における労働災害の現状と課題

建設業における平成22年の労働災害による死亡者数は365人となり、「死亡災害を1日一人以下にする」という当面の目標は達成することができた。

一方、建設産業は、建設投資の大幅な減少により、厳しい経営環境が続いており、今後も健全な発展を続けるためには、関係者が一体となって各種の労働災害防止対策を、総合的、計画的に進め、安全衛生水準の更なる向上を図ることが重要である。

また、東日本大震災復興工事における労働災害の多発が懸念されることから、特別な対応を図る必要がある。

2 建災防を取り巻く環境と課題

建災防の会員数は、平成9年以降、減少の一途を辿っており、かつ、近年減少率が拡大する傾向にある。

また、行財政改革、公益法人改革等により、国からの補助金及び委託費が削減されてきたところであるが、さらに厚生労働省の事業仕分けの結果を受けて、補助金等が打ち切られる方向にある。

したがって、建災防にとって自主財源の確保と経費の節減が大きな課題となっており、会員の確保・拡大、業界のニーズに即した新規事業を開発並びに効率的な事業の運営と事務の簡素化に努める必要がある。

なお、東日本大震災復興工事に係る国からの委託事業については、本部と関係支部が一体となって推進する必要がある。

3 事業運営の基本方針

平成23年度は、国の第11次の労働災害防止計画を踏まえて策定した「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第6次建設業労働災害防止5ヵ年計画）」の4年目になることから、同計画の目標達成に向け、以下の事項を重点として、事業運営に取り組むこととする。

(1) リスクアセスメント普及促進

国の指針に基づいて策定した「リスクアセスメント建設業版マニュアル」に基づくリスクアセスメントが確実に実施されるよう、広報を通じてマニュアルの周知を図るとともに安全衛生教育の一層の推進を図ることとする。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の展開

建設産業の安全衛生水準の着実な向上を図るためには、企業の安全衛生管理活動が組織的かつ計画的・継続的に行われることが重要であることから、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)[以下「コスモス」という。]の普及促進及び「コスモス認定事業」の拡大を図ることとする。

また、その一環としてコスモス認定事業場に対する各種優遇措置が図られるよう、引き続き公共工事発注者等に対する働きかけを行うこととする。

(3) 安全衛生意識の高揚と安全衛生管理ノウハウ等の共有化

最近の労働災害発生状況をみると、不安全行動が大きな発生要因となっているものが多数を占めていることから、継続的に安全意識の高揚を図る必要がある。

また、近年、経験豊富な安全衛生担当者の確保が困難となっていることから、安全衛生関係情報の入手及び安全衛生管理ノウハウの共有化を図る必要がある。

これらを踏まえ、全国建設業労働災害防止大会をはじめ、支部大会、各企業における安全衛生大会等の集合形式で行われる安全衛生活動を積極的に推進することとする。

(4) 建設業における労働災害防止のための調査研究・開発

建設業界の安全衛生管理活動に関するニーズ及び労働災害の発生状況等を踏まえ、建設業の安全衛生水準向上の基礎となる調査研究・開発を推進する。

(5) 国からの委託事業の推進

国からの委託を受け、本部と関係支部が一体となって東日本大震災復興工事の安全衛生対策に関する事業を効果的かつ効率的に実施することとする。

Ⅱ 主要事業の概要と活動計画

1 教育事業

教育事業については、教育効果を高めるため、演習等の充実や教育内容の改善、講座カリキュラムの検討等を行う。特に、リスクアセスメント教育については、国の指針に基づいた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」が示されたことから、リスクアセスメントを取り入れた安全衛生教育の充実と積極的な推進を図る。

また、今年の猛暑で多発した熱中症に対応するため、建設現場における熱中症予防のための作業員教育等を実施するほか、平成22年7月に厚生労働省より「建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底」が示されたことから、「特別教育に準ずる教育」としての「丸のこ等取扱い作業従事者教育」を引き続き積極的に実施する。さらに、会員企業からのニーズに即した「酸素欠乏症・硫化水素危険作業特別教育」を実施する。

建設業安全衛生教育センターにおいては、企業の健全な発展のために必要な人材の育成の場として、質の高い各種講座の提供に努めることとする。

さらに、各支部が行う安全衛生教育及び各種作業主任者技能講習等の円滑な推進のための支援を行う。

(1) リスクアセスメント教育

「リスクアセスメント建設業版マニュアル」に基づくリスクアセスメントの確実な実施を図るため、リスクアセスメントを取り入れた既存講習用テキストの見直しを行い、各種安全衛生教育を推進する。

(2) 安全衛生教育の積極的な推進

① 熱中症予防のための教育研修

昨年7月に通達が出された「職場における熱中症予防対策の徹底について」に基づく対策の推進を図るため、本部においては「建設業等における熱中症予防指導員研修講師養成講座」、支部においては「建設業等における熱中症予防指導員研修」及び「建設業等における作業員のための熱中症予防教育」を実施することとし、これが円滑に実施できるよう支援を行う。

イ 熱中症予防指導員研修講師養成講座（企業対象、教育部実施）

4回開催

② 丸のこ等取扱い作業従事者教育

各支部において、特別教育に準ずる教育として円滑に実施できるよう講師養成等を行う。

イ 丸のこ等取扱い作業従事者教育（周知用）リーフレット

30,000部作成

ロ 丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座（企業対象、教育部実施）
5回開催

③ 酸素欠乏症・硫化水素危険作業特別教育

会員企業、支部等において、「酸素欠乏症・硫化水素危険作業特別教育」を実施するため、新規教材の開発を行い、支部対象の講師養成を行う。

イ 酸素欠乏症等特別教育講師養成講座（支部対象） 2回開催

ロ 酸素欠乏症・硫化水素危険作業特別教育（周知用）リーフレット
30,000部作成

④ 事業者によって実施する安全衛生教育（建設従事者教育）の実施

各支部において、現場の労働者の不安全行動（ヒューマンエラー）による労働災害を防ぐことを主要目的とする、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」が円滑に実施できるよう講師養成を行う。

イ 建設従事者教育講師養成講座（支部対象、教育センター実施） 1回開催

⑤ 「コスモス認定取得準備セミナー」の実施

コスモス認定の取得を希望している企業等を対象に、認定の仕組み、認定の申込み方法等を解説するセミナーを実施する。

イ コスモス認定取得準備セミナー（教育センター実施） 1回開催

(3) 継続学習制度CPDSの導入

受講者の確保・拡大のため本部、教育センターで行う講座について、継続学習制度（CPDS）を積極的に導入する。

(4) 協会が実施する安全衛生教育

① 本部教育部で実施する講座

支部及び各企業内で実施する各種教育研修のための講師養成講座を実施し、講師に必要な技法等を付与する。

平成23年度教育講座数		
13講座	34回	1,760名

② 建設業安全衛生教育センターで実施する講座

企業の安全衛生管理に必要な人材の育成の場として、国家資格取得のための研修講座や企業内の安全衛生担当者向け研修講座などを提供する。

平成23年度教育講座数		
20講座	71回	1,290名

2 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業

建設業における労働災害を防止し、労働者の健康増進及び快適な職場環境の形成の促進による安全衛生水準の向上を図っていくためには、建設企業において、リスクアセスメントの的確な実施と、安全衛生管理活動を組織的かつ計画的・継続的に取組む「労働安全衛生マネジメントシステム」の導入が重要となる。

このため、多くの建設企業が、コスモスガイドラインに基づく労働安全衛生マネジメントシステムを確立し、その機能的、効果的な運用ができるよう、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業」を展開する。

なお、同事業では、「コスモス普及促進事業」と「コスモス認定事業」を行う。

(1) コスモス普及促進事業

コスモスガイドラインに基づく労働安全衛生マネジメントシステムの構築への支援、内部システム監査への支援など建設企業の同システムに係る個別ニーズに対応する支援サービスを実施する。

○実施計画等

事業内容	平成23年度
構築等（個別企業）	3事業場（回）
講演（企業・団体等）	1事業場（回）

(2) コスモス認定事業の展開

コスモスガイドラインに基づいて労働安全衛生マネジメントシステムを導入した建設事業場をコスモス認定基準に基づき評価し、同基準に適合している建設事業場に対しコスモス認定証を交付するコスモス認定事業を推進する。

○実施計画等

事業内容	平成23年度
認定	40事業場

3 安全衛生意識の高揚及び安全衛生管理ノウハウ等の共有化のための事業

全国建設業労働災害防止大会および支部の労働災害防止大会、並びに会員企業が開催する安全衛生大会等、集合形式で行われる安全衛生活動を積極的に推進する。本年は、広島県広島市において「第48回全国建設業労働災害防

止大会」を開催し、安全意識の一層の高揚並びに効果的な安全衛生管理ノウハウ及び有益な安全衛生情報の共有化を図ることとし、東日本大震災復興工事の安全衛生対策に関するセミナーを開催する等、時代のニーズに即応した専門部会を設置する。

また、「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望」（第6次建設業労働災害防止5ヵ年計画）の4年目にあたり、同計画の目標達成に向け平成23年度建設業労働災害防止対策実施事項に示す「三大災害絶滅運動」、「安全施工サイクル運動」等の重点対策を中心に労働災害防止対策の周知徹底を図る。

さらに、全国安全週間、全国労働衛生週間等において、安全衛生活動の促進を図る。

(1) 第48回全国建設業労働災害防止大会（広島大会）

第1日（総合部会）平成23年10月6日（木）広島県立総合体育館

○安全衛生保護具・測定機器・標識等の展示会の開催（1日間）

○安全衛生表彰委員会及び顕彰基金運営委員会において選出された個人・企業・団体に対する表彰・顕彰

第2日（専門部会）平成23年10月7日（金）広島国際会議場・広島県民文化センター

○専門部会 リスクアセスメント・コスモス部会他3部会の開催

(2) 第49回全国建設業労働災害防止大会開催の準備（兵庫県）

○全国大会推進会議 1回開催

○安全衛生表彰委員会 1回開催

○開催主協力支部打合会 1回開催

(3) 安全祈願祭の実施

全国安全週間の初日（7月1日（金））に、明治神宮において安全祈願祭を実施する。

(4) 広報資料の作成

○平成23年度建設業労働災害防止対策実施事項 90,000部作成

○広報誌「建設の安全」（年10回発行） 計736,000部作成

○全国安全週間、全国労働衛生週間、建設業年末年始労働災害防止強調期間、建設業年度末労働災害防止強調月間の各週間・期間実施要領 計420,000部作成

(5) 安全衛生図書用品の作成頒布

各企業が実施する労働災害防止活動を支援するため、ニーズに即した安全衛生に関する資料及び安全衛生意識高揚のためのポスター等を適宜作成・頒布する。

- イ 全国安全週間及び全国労働衛生週間、年末年始及び年度末等の労働災害防止運動に資するためのポスター・のぼり等
- ロ 建災防統一安全標識等
- ハ 技能講習、特別教育等の教材
- ニ リスクアセスメントの的確な実施を図るための関係資料
- ホ その他、安全衛生教育用資料及び安全衛生用品等

4 調査研究・開発事業

新しい施工技術や機械等が開発され、作業の省力化が進む中で、今までにはない形態の災害が発生することが懸念されている。

また、建設工事の受注競争が激化し、コスト低減がなされる中で安全経費の確保等が重要課題となっている。

さらに、建設産業の海外展開が進展する中、海外の安全衛生管理に関する情報の収集、提供等が求められている。

このようなことから、建設業の安全衛生水準向上のための基礎となる調査研究及び教材の開発等を行う。

(1) 安全衛生対策に関する調査研究

クレーン機能付きドラグショベル安全対策等調査検討委員会 5回開催

(2) 建設工事における安全衛生経費の確保等に関する調査研究

建設業における労働災害防止活動を一層推進するための特別委員会（推進特別委員会）の検討結果に基づき、以下の検討を行う。

① 安全衛生経費の確保に関する調査研究

安全衛生経費標準リスト及び安全衛生経費積算明細表の妥当性、実用性を測るため、実際に完工された建設工事に適用して検証を行う。

② 安全衛生活動に熱心に取り組んでいる企業に対する評価・優遇措置に関する調査研究

- イ 公共工事の発注者が実施する評価・優遇措置の実態調査の実施
- ロ 評価・優遇措置の普及促進

③ 海外における安全衛生管理等に関する調査研究

諸外国における安全衛生管理、労働災害発生時の対応状況等の実情について、調査を行う。

(3) 教材等に関する調査研究・開発

- イ 酸素欠乏症等特別教育テキスト作成検討
- ロ リスクアセスメント教材テキスト改訂
- ハ 斜面工事における点検方法に関する教材の開発
- ニ その他必要に応じた既存教材の見直し

(4) 調査研究成果の普及

「ずい道等建設工事における換気技術指針」の改訂に関する説明会を開催する。

5 専門家による技術指導・支援事業

(1) 安全・衛生管理士による技術指導・支援事業

会員事業場、支部、分会、安全衛生協議会等に対し、建設業労働災害防止規程を踏まえた現場指導、安全衛生教育、技術指導・支援等を行う。

イ	現場指導等(個別指導、集団指導、パトロール)	490回
ロ	講習会等(講演会、講習会)	175回
ハ	調査研究等	42回
ニ	相談等	350回
ホ	情報収集等	70回
へ	その他(研修、会議等への出席)	210回

(2) 安全指導者による指導、支援事業

会員の中から安全衛生の専門家として安全指導者を委嘱し、都道府県支部分会に配置して、会員に対する労働災害防止規程の周知徹底、現場安全パトロール等を行う。

特に、東日本大震災の被災地においては、「災害復興工事安全衛生対策チェックリスト」の活用を図る。

6 専門工事業者安全活動自律促進事業及び中小建設事業者の安全衛生対策支援事業

(1) 専門工事業者安全活動自律促進事業

建設業では、実際に現場において作業を行う専門工事業者の労働災害が多く、専門工事業者に対してリスクアセスメント等の教育を実施することが労働災害を減少させる有効な手段であることから、都道府県に配置する指導員等が地域の特性に合わせた教育を実施する。なお、専門工事業者に対しての教育は、各社が自律的な安全管理活動を実施できるよう経営首脳者、安全管理担当者、職長等のレベルに合わせた教育を実施する。

また、教育に必要な教材等については、各専門工事業者団体より委員を選出してもらい本部に委員会を設置し必要な教材を作成する。

- ・本部の主な実施事項 教育教材作成、ブロック研修会等
- ・支部の主な実施事項 研修会等の実施

① 本部実施事項

- イ 運営委員会 2回開催
- ロ 教材作成検討委員会 2回開催
- ハ 業種別作業手順書作成検討WG 42回開催
(対象業種：①鉄骨工事業、②板金工事業、③サッシ・ガラス工事業、④建具・内装工事業、⑤れんが・タイル工事業、⑥トンネル工事業)
- ニ 専門工事指導用資料等に関する現地調査の実施

② 業種別作業手順書の作成配付

- イ 業種別作業手順書 30,000部
(対象業種：①鉄骨工事業、②板金工事業、③サッシ・ガラス工事業、④建具・内装工事業、⑤れんが・タイル工事業、⑥トンネル工事業、⑦合本)

③ ブロック別指導員研修会 6ブロック7回

④ 支部実施事項

- イ 専門工事業者のためのリスクアセスメント研修会等
- ロ リスクアセスメント普及のための専門工事業者指導

(2) 中小建設業者の安全衛生対策支援事業

中小建設事業者に対する安全衛生対策として、労働災害の発生状況及び作業の特性を踏まえ、労働災害防止対策を的確に推進するため、屋外型作業の特性である熱中症予防対策及び中小零細工事が大半を占める木造家屋等低層住宅建築工事における安全衛生対策について検討し、普及定着を図る。

イ 建設工事における熱中症対策と保護具等の活用等に関する

調査研究委員会

5回開催

ロ 木造家屋等建築工事安全対策委員会

2回開催

7 国からの委託事業

国からの委託を受け、東日本大震災復興工事における安全衛生対策の徹底を図るため、「災害復興工事安全衛生対策チェックリスト」を用いた現場指導、作業者に対する安全衛生教育、専門家による安全衛生技術相談等を実施する。

8 国際交流事業

諸外国の建設業安全衛生関係団体、関係機関等との連携及び交流を密にして、労働安全衛生に関する国際的な動向の把握に努め、建設業の安全衛生水準の向上に活用する。

また、建災防の安全衛生管理ノウハウを開発途上国に移転するための国際協力を行う。

イ 国からの要請による開発途上国から研修生の受け入れ及び専門家の派遣

ロ 諸外国の労働安全衛生事情に関する情報の入手及び提供

ハ 当協会が所有する安全衛生関係のノウハウ及びデータ等の翻訳並びに諸外国及び研修生への提供

Ⅲ 効率的事業運営体制の整備等

事業運営にあたっては、建設業を取り巻く環境の厳しさを反映して、会員の減少、各種技能講習等の教育受講者数の減少、補助金及び受託費の削減等益々厳しい状況が続いており、より一層、効果的・効率的な事業展開が求められている。

そこで、組織・財政の整備及び財政基盤の強化を図り、本部・支部が連携して、効率的な事業運営を行う。

(1) 体制の整備

- イ 会員及び賛助会員の加入促進と組織の整備
- ロ 会員ニーズの的確な把握及びそれを踏まえた積極的な事業展開
- ハ 本部・支部・分会活動の連携・強化
- ニ 関係行政機関との連携・強化
- ホ 技能講習に関する支部指導
- ヘ 報道関係機関との連携強化
- ト 建災防セーフティエキスパートの活動支援
- チ 正副会長会、常任理事会、理事会及び総会に代わる総代会における事業計画、収支予算などの重要事項の審議
- リ 各種委員会の開催

(2) 事業の効率的運営

事業運営にあたり、本部・支部の全ての職員がコスト意識を持ち、支出の徹底的な縮減、業務の合理化に努め、効率的な運営を図る。

(3) 業務実績評価を踏まえた事業の改善等

参与会による平成22年度の事業実績評価を行うとともに、当該評価結果を踏まえた事業の改善・見直し等を的確に行う。

また、監事監査結果に基づく改善措置の徹底を図る。

(4) 個人情報管理

建災防が保有する個人、企業に関係する重要情報について、個人情報保護法に関する法律及びその他の法令を遵守し管理の徹底を図る。

(参考)

平成23年度 主要行事予定表

	主要行事予定表	備考
4月		
5月	正副会長会・常任理事会・理事会・総代会 (5月26日)	
6月	全国安全週間準備期間 (6月1日～30日) 新任事務局長研修	
7月	安全祈願祭 (7月1日) 全国安全週間 (7月1日～7日) 参与会	於：明治神宮
8月		
9月	全国労働衛生週間準備期間 (9月1日～30日) 正副会長会・常任理事会	
10月	全国労働衛生週間(10月1日～7日) 第48回全国建設業労働災害防止大会 (10月6日～7日) 参与会	於：広島県立総合体育館他
11月	全国支部事務局長会議	
12月	建設業年末年始労働災害防止強調期間 (12月1日～1月15日)	
1月		
2月		
3月	建設業年度末労働災害防止強調月間 (3月1日～31日) 正副会長会・常任理事会・理事会 全国支部事務局長会議	

※ 必要に応じ「建設業労働災害防止対策意見交換会」、「推進特別委員会」、「労働災害防止施策検討委員会」を開催する。

支部事業計画

平成23年度事業計画に基づき、支部においては、本部と一体となって事業の推進を図ることとする。

特に、リスクアセスメントの確実な実施を図るための「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」、「職長のためのリスクアセスメント教育」等を引き続き推進するとともに、通達に基づく「丸のこ取扱い作業従事者教育」、「熱中症予防指導員研修」等を積極的に推進することとする。

なお、事業の運営にあたっては、業務の合理化に努め、効率的な運営を図ることとする。

また、国からの委託事業の関係支部においては、本部及び安全指導者等との密接な連携の下に、事業の効果的かつ効率的な展開を図ることとする。

(1) 技能講習資格制度の広報活動

- イ 資格制度及び取得方法についての広報活動
- ロ 資格制度リーフレットの配布

(2) 法令・労働災害防止計画・労働災害防止規程の周知徹底

- イ 法令周知説明会の開催
- ロ 平成23年度建設業労働災害防止対策実施事項及び建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第6次5ヵ年計画）の目標達成のための労働災害防止対策の周知徹底
- ハ 建設業労働災害防止規程の周知徹底

(3) 大会・月間・週間等

- イ 支部労働災害防止大会の開催
- ロ 全国安全週間・全国労働衛生週間の行事の実施
- ハ 建設業年末年始労働災害防止強調期間の行事の実施
- ニ 建設業年度末労働災害防止強調月間の行事の実施
- ホ 建設業特別安全行事の実施の促進

(4) 現場指導等

- イ 安全指導者等による安全パトロールの実施
- ロ 優良事業場の見学・研究会の開催

- ハ 災害事例の検討・防止対策研究会の開催
- ニ 木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会の開催及び安全パトロールの実施
- ホ 中小総合工事業者、専門工事業者との連携による安全衛生対策の普及・定着
- へ 災害復興工事現場における「災害復興工事安全衛生チェックリスト」の活用

(5) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の推進

- イ コスモス普及促進のための地域研修会の開催
- ロ コスモス導入企業への支援
- ハ コスモスに関する情報の収集及び提供

(6) 教育

① 作業主任者等技能講習

- ・足場の組立て等作業
- ・型枠支保工の組立て等作業
- ・地山の掘削及び土止め支保工作業
- ・コンクリート破砕器作業
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業
- ・鋼橋架設等作業
- ・コンクリート橋架設等作業
- ・建築物等の鉄骨の組立て等作業
- ・有機溶剤作業
- ・石綿作業
- ・木造建築物の組立て等の作業
- ・コンクリート造の工作物の解体等の作業
- ・ずい道等の掘削等の作業
- ・ずい道等の覆工の作業
- ・玉掛け（1トン以上）業務
- ・ガス溶接等作業
- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）（3トン以上）運転業務
- ・車両系建設機械（解体用）（3トン以上）運転業務
- ・車両系建設機械（基礎工事用）運転業務
- ・不整地運搬車（1トン以上）運転業務

- ・高所作業車(10m以上)運転業務
- ・小型移動式クレーン(1トン以上5トン未満)運転業務等

② 特別教育等

イ 特別教育

- ・石綿取扱い作業
- ・小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)(3トン未満)
- ・ 〃 (締固め用)
- ・移動式クレーン運転業務(1トン未満)
- ・高所作業車運転業務(10m未満)
- ・建設用リフト運転業務
- ・電気取扱作業(低圧)
- ・アーク溶接業務
- ・玉掛け(1トン未満)
- ・巻上げ機(ウインチ)
- ・特定粉じん作業
- ・酸素欠乏危険作業
- ・廃棄物焼却施設解体作業
- ・自由研削砥石(グラインダ)

ロ 特別教育に準ずる教育

- ・丸のこ等取扱い作業従事者教育
- ・振動工具取扱作業
- ・有機溶剤取扱作業

③ 事業者によって実施する安全衛生教育等

- ・熱中症予防指導員研修
- ・熱中症予防作業員教育
- ・総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
- ・職長のためのリスクアセスメント教育
- ・足場の組立て等作業主任者能力向上教育
- ・施工管理者等のための足場点検実務者研修
- ・建設従事者教育(6時間教育)
- ・職長・安全衛生責任者教育
- ・安全管理者選任時研修
- ・作業主任者に対する能力向上教育

- ・危険有害業務従事者に対する安全衛生教育
- ・ドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
- ・低層住宅のための職長教育
- ・現場責任者教育
- ・土止め先行工法に関する講習
- ・手すり先行工法に関する講習
- ・再発防止講習
- ・建築物解体工事作業指揮者教育
- ・安全衛生推進者養成講習
- ・安全衛生推進者・店社安全衛生管理者等に対する能力向上教育(初任時・随時)
- ・新規入場者教育
- ・安全担当者教育
- ・経営者安全研修
- ・統括安全衛生責任者研修
- ・現場管理者統括管理講習
- ・その他(安全施工サイクル、KY講習等)

(7) 健康診断

健診車による現場巡回健診

(8) その他

- ① 会員の加入促進
- ② 事務体制の確立
- ③ 関係行政機関との連携
- ④ 支部の実情に即した事業の実施
- ⑤ 快適職場形成の促進